

横浜市川島町公園こどもログハウス指定管理者公募に関する質問回答

番号	分類	ページ	項目	質問	回答
1	公募要項	4 5	ウ 自主事業の実施	指定管理者制度における実務手引きP14には「自主事業の企画及び実施にあたっては施設所管課において施設のあるべき姿や役割等を改めて確認するとともに、指定管理者に何を求めるかについても整理し、指定管理者と共有する必要があります」、P17には「施設所管課は、施設の役割や利用者ニーズ等を踏まえ、自主事業の提案を求めるか検討してください」とある。区は自主事業A・Bとして指定管理者にどのようなものを求めるのか示していただきたい。	自主事業A・Bについては、公募要項に基づき次のとおり整理しています。 自主事業(A型):施設の設置目的を踏まえ、指定管理業務を妨げない範囲で、施設の魅力向上や利用促進、利用者サービス向上を目的として実施する事業 自主事業(B型):施設の設置目的外の事業として、指定管理者の提案により実施する事業 いずれの事業も、施設の魅力向上や利用者サービスの向上等に資するものであり、施設運営に支障がないこと範囲で実施を承認するものです。
2	公募要項	4 5	ウ 自主事業の実施	自主事業で施設の貸し出しを行う場合は、指定管理者が行政に払う目的外使用料等を超えた額を指定管理者の判断で設定することができるかと理解してよろしいか。	関係法令や規定の範囲内において、適切に設定することが可能です。
3	公募要項	4 5	ウ 自主事業の実施	ログハウスは公園内にあるので、公園内の他施設(グラウンド、広場等)を利用した自主事業を行うことは可能と考えてよいか	可能です。 ただし、実施にあたっては、事前にその内容について、区と協議するとともに、事業実施箇所の所管課等と協議し合意を得たうえで実施してください。
4	公募要項	14	評価基準項目	財政状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合がありますとの記述がありますが、著しく悪い場合とはどの程度の収支のことなのか、具体的にご教示願います。	指定管理者として安定的・継続的な運営が可能かどうかという観点から、収支のみで判断するのではなく、財務状況全体を総合的に判断いたします。